

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 1月 19日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ヲ)マツオカガミ
 住所 神戸市西区櫛谷町寺谷1242番地の693
フリガナ代表者氏名 マツオカテツオ
 代表取締役 松岡哲生
 電話番号 078-997-1422
 FAX番号 078-997-1473
 メールアドレス tetsu.m@wine.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 1月 19日

申請者 氏名又は名称 有限会社松岡組

住 所 神戸市西区櫛谷町寺谷1242番地の693

代表者氏名 代表取締役 松岡哲生

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
マツカテツオ 代表取締役 松岡哲生 マツカショウタロウ 取締役 松岡将太郎	
事業の範囲	管工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 松岡組
上記事業所の所在地	郵便番号 651-2231 住所 兵庫県神戸市西区櫛谷町寺谷1242-693 電話番号 078-997-1422 F AX番号 078-997-1473 メールアドレス tetsu.m@wine.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
松岡哲生	第203836号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6年 1月 19日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプカッター	φ 13～φ 50	2	
	塩ビカッター	φ 13～φ 50	2	
	大口径エンジンカッター	φ 75～φ 500	1	
	金切のこ		1	
管の加工用の 機械器具	ヤスリ	200 平・丸	1	
	パイプネジ加工機 (わじきり機)	φ 13～φ 75	1	
	鋳鉄用キールカッター	φ 75～φ 500	1	
	穿孔機	φ 13～φ 50	1	
	穿孔機	φ 13～φ 30	1	
	コア挿入機		1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	300mm	3	
	プライヤー	250mm	2	
	ラジエツトレンチ	12～13	1	
	ガストーチ		1	
	モンキーレンチ	200mm	1	
水圧テスト ポンプ	手動テストポンプ	キョーワ T-50K-P	1	
	電動テストポンプ	キョーワ KY-300	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 1月 19日

申請者

氏名又は名称	有限会社松岡組
住 所	兵庫県神戸市西区櫛谷町寺谷1242-693
代表者氏名	代表取締役 松岡哲生

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

神戸市西区櫛谷町寺谷1242番地の693
有限会社松岡組

会社法人等番号	1400-02-018533	
商号	有限会社松岡組	
本店	神戸市須磨区白川台五丁目6番地の23ディオ ・フェルティ須磨名谷204号	
	神戸市西区櫛谷町寺谷1242番地の693	平成16年 3月15日移転 ----- 平成16年 3月26日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
会社成立の年月日	平成11年6月1日	
目的	1 土木工事業 2 舗装工事業 3 土工、コンクリート工事業 4 ブロック工事業 5 はつり、解体工事業 6 水道施設工事業 7 上下水道施設工事業 8 管工事業 9 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業 10 不動産の管理 11 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業 12 不動産の売買・仲介・賃貸 13 建築の設計・施工及びリフォーム並びにコンサルティング業務 14 警備業 15 その他前各号に附帯関連する一切の事業 <div style="text-align: right;">平成29年 6月13日変更 平成29年 7月 3日登記</div>	
発行可能株式総数	60株	
		平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記

神戸市西区榎谷町寺谷1242番地の693
 有限会社松岡組

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金300万円	
	金2000万円	令和 2年 5月29日変更 令和 2年 6月25日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会 社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認し たものとみなす。	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
役員に関する事項	神戸市須磨区白川台五丁目6番地の23ディオ ・フェルティ須磨名谷204号 取締役 <u>松岡哲生</u>	
	神戸市須磨区白川台五丁目52番地の15 取締役 <u>松岡哲生</u>	平成16年 3月18日住所 移転 平成16年 4月15日登記
	神戸市須磨区白川台五丁目52番地の15 取締役 <u>松岡将太郎</u>	令和 4年 2月 1日就任 令和 4年 2月21日登記
	代表取締役 <u>松岡哲生</u>	令和 4年 2月 1日就任 令和 4年 2月21日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成11年 6月 1日登記



神戸市西区櫛谷町寺谷1242番地の693
有限会社松岡組

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和 5年11月10日

神戸地方法務局須磨出張所

登記官

松 下 秀 人



有限会社 松岡組 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 松岡組 と称する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木工事業
- 2 舗装工事業
- 3 土工、コンクリート工事業
- 4 ブロック工事業
- 5 はつり、解体工事業
- 6 水道施設工事業
- 7 上下水道施設工事業
- 8 管工事業
- 9 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業
- 10 不動産の管理
- 11 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- 12 不動産の売買・仲介・賃貸
- 13 建築の設計・施工及びリフォーム並びにコンサルティング業務
- 14 警備業
- 15 その他前各号に附帯関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

2 当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催するものとする。

(総会の召集)

第8条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集するものとする。

2 株主総会を召集するには、会日より5日前に、各株主に対してその通知を発することを要する。ただし、株主全員の同意があるときは、召集手続を経ずに株主総会を開催することができる。

(議長)

第9条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第11条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第12条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することとする。

(議事録)

第13条 株主総会の決議については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行うことを要する。

第4章 役員

(員数)

第14条 当社は、取締役5名以内を置く。

(選任の方法)

第15条 当社の取締役は、株主総会において株主の中から選任するものとする。
ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

第16条 当社に代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定めるものとする。
2 代表取締役は、社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第17条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第19条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行うものとする。

(定款に定めのない事項)

第20条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法の施行にともなう関係法律の整備等に関する法律（第2節有限会社の廃止に伴う経過措置）及び会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上のとおり有限会社松岡組の本定款と相違ありません。

令和 6年 1月 19日

有限会社 松岡組

代表取締役 松岡 哲生



第二〇三八三六号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

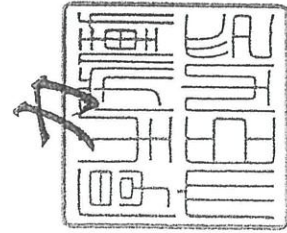
氏名 松岡 哲生

昭和三十九年三月十二日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

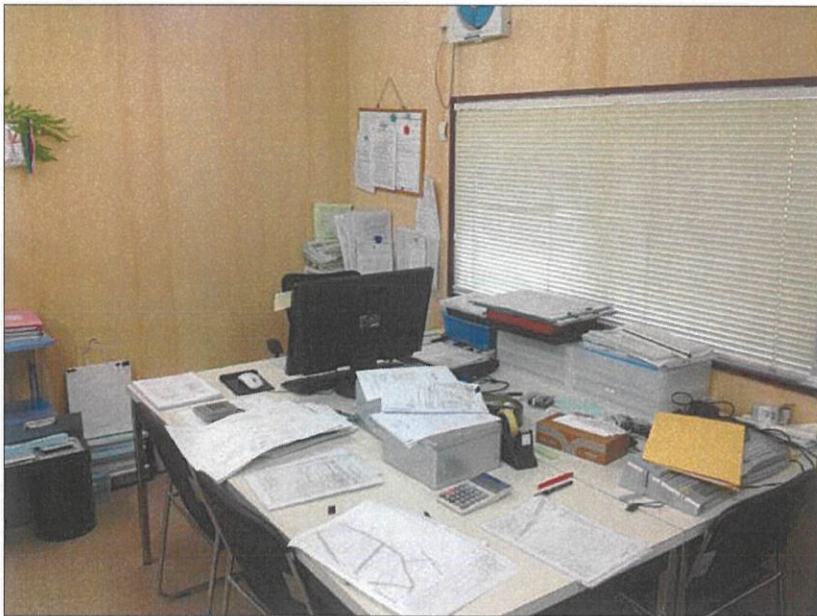
平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口





事務所
事務所内外写真
神戸市西区榎谷町寺谷1242-693



事務所
事務所内外写真
神戸市西区榎谷町寺谷1242-693



事務所
事務所内外写真
神戸市西区榎谷町寺谷1242-693

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 1月 19日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨ)マツオカガミ
有限会社松岡組

住所 神戸市西区榎谷町寺谷1242番地の693

フリガナ マツオカテツオ
代表者氏名 代表取締役 松岡哲生

電話番号 078-997-1422

FAX番号 078-997-1473

メールアドレス tetsu.m@wine.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年1月19日

届出者

氏名又は名称 有限会社松岡組
住 所 神戸市西区櫨谷町寺谷 1242 番地の 693
代表者氏名 代表取締役 松岡哲生

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社松岡組	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
マツオカテツオ 松岡哲生	第203836号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二〇三八三六号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 松岡 哲生

昭和三十九年三月十二日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口

